

## 事業系一般廃棄物等保管場所設置届の作成要領

さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例(以下「条例」という。)第14条第2項の規定により、事業用大規模建築物を建設しようとする者は、当該建築物の建設に着手する前に「事業系一般廃棄物等保管場所設置届(様式第4号)」を届け出なければなりません。

提出書類の作成は、次の要領により行います。

### 1 届出の対象となる建築物

事業の用に供する部分の床面積(住宅部分は除く)の合計が3,000平方メートル以上の建築物です。

### 2 設置届提出時の必要書類

次の書類を各1部提出すること。

- (1) 事業系一般廃棄物等保管場所設置届(様式第4号)
- (2) 建築物の案内図(地図の写しで可)
- (3) 建築物の用途別床面積内訳書(別表1)
- (4) 再生利用対象物保管場所・廃棄物保管場所について分かるもの  
配置図(土地利用計画図)  
平面図・立面図・断面図
- (5) 廃棄物保管場所算定書(別表4)
- (6) その他保管場所等設置に関して必要と認める書類、図面等

### 3 提出及び問い合わせ先

〒330-9588

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

さいたま市 環境局 資源循環推進部 廃棄物対策課

TEL 048(829)1335

FAX 048(829)1991

E-mail haikibutsu-taisaku@city.saitama.lg.jp

#### 4 再生利用対象物保管場所の提出書類作成手順

##### (1) 建築物の用途と規模を明確にすること。

用途別床面積内訳書（別表1）により、用途ごとに床面積を明確にするとともに、専用部分と共用部分（廊下、階段、エレベーター等）の面積も区別し記載すること。

##### (2) 保管場所の最低必要面積を算出すること。

再生利用対象物の保管場所最低必要面積算出基準（別表2）により算定する。ただし、算出にあたっては次のことに注意すること。

- (a) 同一敷地内に保管場所設置の対象となる建築物が複数ある場合は、各棟ごとに保管場所の面積を算出し、その合計面積を保管場所の最低面積とする。
- (b) 用途欄に記載された用途以外の建築物（倉庫、駐車場等）の場合は、廃棄物対策課と十分協議を行い、了承を得た上で、類似の用途を用いて算出すること。
- (c) 収集方法、収集回数を考慮すること。

##### (3) 保管場所の配置や構造は、利用者の利便性、収集作業の安全性や効率等を考慮すること。

場所等の選定については、次のことに注意すること。

- (a) 運搬車両が直接かつ安全に進入できる敷地内に設置し、作業の安全性及び効率性に充分配慮すること。また、敷地内への出入口は、接する道路の交通量、交通規制等を充分考慮して設置すること。
- (b) 引火性、爆発性の物の保管場所等に近接していない場所に設置すること。
- (c) 屋外に設置する場合は、再生利用対象物の飛散及び雨水の流入等を防止するため、屋根及び囲いを設けること。
- (d) 耐久性を考慮した構造とすること。
- (e) 再生利用対象物の選別、収集及び運搬車への積み込み作業等に必要な作業場所を確保すること。ただし、保管場所を廃棄物保管場所と隣接して設置する場合は、廃棄物保管場所の作業場所と兼用することができる。
- (f) 廃棄物保管場所と隣接して設置する場合は、廃棄物の混入及び廃棄物から生じる汚水等を防止するため、壁等により区分すること。
- (g) 再生利用対象物の種類及び使用上の注意事項を表示するとともに、再生利用対象物の種類が区分できるようにすること。
- (h) 保管場所の換気、採光に充分配慮し、必要な設備を備えること。

## 5 廃棄物保管場所の提出書類作成手順

- (1) 建築物より発生する廃棄物の量を算定すること。
  - (a) 原則として、別表3の施設用途別廃棄物排出基準により算定する。  
ただし、過去の廃棄物排出データがある場合は、廃棄物対策課の了承を得た上でそのデータを用いて算定することもできる。
  - (b) 廃棄物の発生量は、同規模・同用途の建築物においても異なることが考えられるので、事前に廃棄物対策課と打ち合わせをすること。
  
- (2) 廃棄物の量を可燃・不燃に区分し、その割合を算定すること。

過去の廃棄物排出データを用いて算出する。  
ただし、過去のデータが無い場合は、可燃ごみ3：不燃ごみ1とすること。
  
- (3) 廃棄物の収集方法、収集日を決定すること。
  - (a) 事業系（事務所・店舗等）は、自己処理又は、一般廃棄物処理業者の収集となる。
  - (b) 廃棄物処理業者の収集の場合は、契約により収集回数（形態）を決定しなければならない。
  
- (4) 保管場所の配置や構造は、利用者の利便性、収集作業の安全性や効率等を考慮すること。

場所等の選定については、次のことに注意すること。

  - (a) 他の用途に使用しないこと。
  - (b) 建築物1棟につき1か所以上設置すること。  
ただし、同一敷地内の複数の建築物から排出される廃棄物を取りまとめて保管する場合は、この限りではない。
  - (c) 廃棄物の種類、排出量及び保管日数に応じて、廃棄物を充分収納できるものとする。
  - (d) 家庭系と事業系は別々に保管すること。
  - (e) 廃棄物の搬入や保管設備への投入、運搬車への積み込み、清掃、点検等に必要な作業場所を確保すること。
  - (f) 収集運搬車の通行に支障の無い幅員及び高さを有する水平な通路に接続する場所に設置すること。
  - (g) 収集運搬車が、横付け又は、内部へ進入できる構造とすること。なお、内部に進入する場合は、出入口は幅3.5m以上、高さ3.0m以上とすること。

- (h) 換気、採光ができる構造とすること。
- (i) 廃棄物の飛散及び臭気の流出を防ぐため、囲い及び扉等を設けること。  
屋外に設置する場合は、雨水の流入を防ぐため、ひさし及び屋根等を設けること。
- (j) 清潔を保持するため、水道栓等の洗浄設備及び給水口等の排水設備を設置すること。
- (k) 同一敷地内で建築物の外に複数設置する場合は、収集運搬車が通り抜けできる場所に設置すること。

## 6 その他

事業用大規模建築物の所有者（以下「所有者」という。）は、建築物の竣工後、条例第13条第1項の規定により、その事業用大規模建築物から排出される廃棄物の状況を常時把握できる者のうちから一般廃棄物管理責任者を選任し、その旨を「一般廃棄物管理責任者選任届（様式第2号）」により市長に対し届け出なければなりません。また、所有者は条例第12条の規定により当該建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する計画を毎年5月末日までに、「事業系一般廃棄物減量等計画書（様式第1号）」により作成し、市長に対し提出しなければなりません。

さらに、所有者は次のことに注意すること。

- (a) 常に保管場所及びその周辺を清潔に保ち、適切な維持管理を行うこと。  
この場合において、所有者は必要があると認めるときは、利用者に協力を求め、指導を行うこと。
- (b) 再生利用対象物の選別・運搬作業に従事する作業員等の安全衛生に十分配慮し、安全衛生上の支障が生じたときは、速やかに適切な措置を講じること。
- (c) 利用形態の変更等により保管場所が基準に適合しなくなったときには、速やかに当該基準に適合させるための措置を講じること。
- (d) 出入口付近における歩行者等の危険防止のため、所要の設備が必要なときは、これを設置するとともに、適切に管理すること。